

# 平成20年度 保育所(園)入所(園) 受け付けスタート

平成20年4月から入所(園)を希望されるかたの受け付けを次のとおり行います。  
 保育所(園)は、保護者が自由に選ぶことができます。

**【対象者】** 町内に在住で保護者が勤めや内職・自営業に従事または、病気(出産などを含む)、看病などの理由で保育ができないと認められる家庭の児童

※障害のある児童の保育は、笠松保育園で行っています。

**【受付期間】** 10月1日(月)～22日(月)

**【受付場所】** 各保育所(園)

**【申請用紙交付場所】** 各保育所(園)、福祉健康課(役場窓口)、福祉健康センター、北事務所

**【添付書類】** 勤務証明書、内職証明書など

※詳しいことや年度の途中からの児童の入所(園)、他市町村の保育所(園)への児童の入所(園)を希望されるかたは、北事務所へおたずねください。

- 第一保育所(上新町172) ☎387-2664      ○枝松保育所(北及1783) ☎387-2298
- 下羽栗保育所(無動寺228) ☎387-2496      ○笠松保育園(西宮町44の2) ☎387-2947
- 北事務所(東陽町44の1) ☎387-6266

保育所(園)の概要				
保育所(園)	第一保育所	松枝保育所	下羽栗保育所	笠松保育園
対象年齢	3か月～年少前	1歳6か月～就学前		1歳～就学前
保育料	入所(園)を希望する児童の属する世帯の課税額の合計により算出			

## 保育所(園)の主な行事

### 第一保育所

- ・入所式(4月)・七夕の集いと親子遊び(7月)・運動会(10月)
- ・クリスマス会(12月)・豆まき(2月)・親子遊び/卒園〔終了〕式(3月)

### 松枝保育所/下羽栗保育所

- ・入所式(4月)・七夕の集いと親子遊び(7月)・運動会/遠足(10月)・お店屋さんごっこ(11月)・クリスマス会/マラソン大会(12月)・豆まき/生活発表会(2月)・卒園〔終了〕式(3月)

### 笠松保育園

- ・入園式(4月)・七夕まつり発表会(7月)・運動会/いも掘り/遠足(10月)・一日動物村(11月)・餅つき大会(12月)・お店屋さんごっこ(1月)・ひなまつり発表会/卒園式(3月)

## 松枝保育所を民営化

平成二十年四月から

町では、行財政改革推進プランによる行政のスリム化を図るとともに、国の示した行政改革の方針「民間にできることは民間に」などにより民間活力の導入を積極的に進めています。

さらに、民営化は公立保育所運営に係る国や県の負担金の交付が受けられなくなったことにより、財源を確保するための重要な施策でもあります。

これらの流れを受け、町ではこれまでに、第一保育所、下羽栗保育所を民営化してきましたが、引き続き二十年度からは松枝保育所の管理運営を子育て支援を行うために町が設立した(財)笠松町地域振興公社に移管するよう諸準備を進めています。

なお、町立保育所の民営化により従来どおりの負担金を確保し、それによる財源は、今後、子育て支援事業や児童福祉施設の整備などで活用します。

民営化となることで、保護者の皆さんが一番気がかりであると考えられる保育体制は、園児の保育環境に変化が生じないよう、現在の保育士ができる限り引継ぎ、園児や保護者に不安がないよう努めていきます。また給食については、現在、学校給食センターで調理している給食を保育所内での調理に変更し、園児の年齢や行事に合わせた給食を提供します。  
 なお、保育料の決定や徴収、入所手続きなどは、今までどおり町が行います。